

柳井市都市計画審議会【議事録】

と き 令和3年8月17日（火） 10時30分から11時55分

ところ 柳井市役所3階大会議室

（建設部長）

お待たせいたしました。

本日は大変お忙しい中、また、お足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、建設部長の重村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルスの感染が全国的に急拡大し、本市においてもクラスターが発生するなど、新規感染者が増加しておりますので、窓を開け、しっかり換気をいたしまして、感染防止に努めてまいりたいと思っております。少々うるさく聞こえにくいところもあると思いますが、マイクを使用してお発言いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中央にお花を展示しておりますが、これはフラワーランドからいただいたものでございます。トルコギキョウとリンドウでございます。真ん中のバラのような形をしておりますが、トルコギキョウでございます。小さなつぼみのようなものが、リンドウでございます。リンドウといいますと青いイメージがあると思いますが、これは赤紫のような色をしております。どうぞお時間がありますときには、フラワーランドにも足を運んでいただければと思います。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから柳井市都市計画審議会を開催いたします。初めに、柳井市長がご挨拶申し上げます。

（柳井市長）

おはようございます。

本日は、下村会長様を始め委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、柳井市都市計画審議会にご出席、また、ご協力いただきまして本当にありがとうございます。

雨も続いておりますし、また、コロナでいいますと、今週はクラスター発生の真ただ中ということで、明日は県のほうで数百名規模のPCR検査を実施していただくというような状況ではありますが、こうして開催をさせていただくということでございます。お手元にお一人1本ずつマイクがありますけど、先般、国のほうのコロナの交付金を活用させていただいて、この会議室のコロナ対策ということで、お一人お一人、今日はマイクを用意させていただいているような次第でございます。

そうした中、本日はお手元の次第にもありますように、2つの議事についてご議論をいただくということでございます。まずは、「柳井市都市計画道路見直し方針（案）について」、そして2つ目が、「柳井市立地適正化計画作成の進捗状況について」この2本立てでござい

ます。この都市計画道路につきましては、ご承知のとおり、本市においては、長期事業未着手の都市計画道路について見直しというものを進めておりまして、この度、その方向性が定まったということで、公表させていただく前に、委員の皆様にご報告させていただくということでございます。もう1つの立地適正化計画につきましては、柳井市都市再生推進協議会というところで、市民の方にも参画をいただいて、そちらの推進協議会でご議論いただいております。その議論、作成の途中経過をご報告させていただくと同時に、今後の見通しを含めて、ご説明を後ほどさせていただきたいというふうに思います。

以上、本日の議事については、2つともご報告ということではございますが、このコロナ禍の一方で、中長期的、将来を見据えた本市のまちづくり、都市計画をどういうふうに進めていくかという意味では非常に重要な方針であり、また、計画であるということでもありますので、是非、委員の皆様からは、それぞれのご見識や見地、立場から、活発なご意見をいただければというふうに思います。

改めて、本日、ご出席ご協力いただきますことに感謝申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(建設部長)

初めに、本日の配付資料の確認をいたしたいと存じます。

お手元に冊子を4種類お配りしております。1つ目は、表に「議事次第」、その裏に「席次表」、「委員名簿」、本審議会の「条例・規則」をホチキス留めしたものでございます。2つ目は、資料右肩に「議事資料①」とあるものでございます。3つ目は、資料右肩に「議事資料①参考資料」とあるものでございます。4つ目は、資料右肩に「議事資料②」とあるものでございます。皆様よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様をご紹介します。

最初に、前柳井商工会議所専務理事の下村委員でございます。

(下村会長)

下村でございます。

(建設部長)

続きまして、山口県議会議員の有近委員でございます。

(有近委員)

よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、徳山工業高等専門学校准教授の目山委員でございます。

(目山委員)

よろしくお願いします。

(建設部長)

続きまして、柳井市農業委員の榎本委員でございます。

(榎本委員)

榎本です。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の秋良委員でございます。

(秋良委員)

よろしくお願いします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の石丸委員でございます。

(石丸委員)

石丸です。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の岸井委員でございます。

(岸井委員)

岸井でございます。よろしくお願いします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の君国委員でございます。

(君国委員)

君国と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井市議会議員の三島委員でございます。

(三島委員)

三島でございます。よろしくお願いします。

(建設部長)

続きまして、柳井警察署長の田中委員の代理で、交通課長の三木さんでございます。

(三木課長)

よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井土木建築事務所長の城一委員でございます。

(城一委員)

城一でございます。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井農林水産事務所長の長嶺委員でございます。

(長嶺委員)

よろしくお願いいたします。

(建設部長)

続きまして、柳井商工会議所女性会の福田委員でございます。

(福田委員)

福田でございます。よろしくお願いいたします。

(建設部長)

都市計画審議会の委員は、本日、ご欠席の山口大学非常勤講師の村上委員、柳井市母子保健推進協議会の中原委員をあわせて15名で構成されております。委員の皆様方には、令和4年3月31日まで、2年間の任期で、本都市計画審議会委員をお願いしているところでございます。

続きまして、定足数につきましてご報告いたします。柳井市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会の開催に委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は、15名中、13名の出席をいただいておりますことをご報告い

たします。

それでは議事に移りますが、本日の審議会では審議議案はございません。2件の報告事案について事務局より説明し、委員の皆様にご承知おきいただきたいと存じます。これは今後予定しております柳井市都市計画道路のそれぞれの見直しに当たり、その見直しの全体方針や考え方について、本市の都市計画において重要な位置付けであります本審議会の委員の皆様にあらかじめご周知おきいただき、個別の路線を見直しする際に、その方針に沿った形で進め、今後、本審議会でご改めお諮りするものものがございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会長よりよろしくお願いいたします。

(下村会長)

本審議会、会長の下村でございます。

本日は、委員の皆様におかれましては、コロナ感染の終息が見通せない中、それから記録的な長雨、大雨の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。本日の議事進行が円滑に進んでまいりますよう、委員の皆様をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

座らせていただきます。

最初に、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきたいと思います。2号委員から君国委員さん、3号委員から城一委員さん、お願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(一同)

異議なし。

(下村会長)

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事の審議に入りたいと存じます。先ほど事務局から説明がありましたように、本日は諮問案件はなく、報告案件が2件でございます。「柳井市都市計画道路見直し方針（案）について」、それと「柳井市立地適正化計画作成の進捗状況について」の2点でございます。それでは、柳井市都市計画道路見直し方針（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

よろしくお願いします。

(都市計画・建築課長)

都市計画・建築課の磯部と申します。初めに、柳井市都市計画道路見直し方針（案）についてご説明させていただきます。

着座して説明させていただきます。

この方針（案）につきましては、先月の7月8日から8月10日まで、約1か月間のパブリックコメントを実施したところです。パブリックコメントによる市民の方からのご意見はありませんでしたので、原案のままご報告申し上げます。お手元には右上に「議事資料①」と表記されたA4横のものと、本報告後に公表予定としております、右上に「議事資料①参考資料」と表記されたA4縦のものをお配りしています。議事資料①は参考資料を説明用に抜粋したのになりますので、議事資料①のA4横の資料に沿ってご説明します。

表紙をめくっていただきまして、右下に2ページと記載されているページをご覧ください。また、前方のスクリーンには同じものを映しておりますので、そちらもご覧ください。

まず、本市の都市計画道路についてご説明します。都市計画道路とは、主に市街地の骨格を形成する幹線道路として、都市計画法に基づき、あらかじめその位置、幅員及び構造形式等を計画決定している道路であり、本市の都市計画道路としては全27路線、総延長27.76kmありますが、本方針の対象となる幹線街路は23路線、26.60kmとなっています。残りの4路線、1.16kmにつきましては、特殊街路である白壁通りや市役所横の緑道であり、全線整備済みとなっております。幹線街路の路線名及び位置関係については、スライド又はお手元の資料をご確認ください。

続いて、資料の3ページをご覧ください。本市の幹線街路の整備状況の一覧表です。4ページに整備状況別に色分けした図面を添付しておりますので、併せてご覧ください。多くの路線は昭和33年に計画決定されており、計画決定から令和3年度末時点で63年が経過しております。残りの路線につきましても、昭和51年と昭和58年に計画決定されており、本市における全ての都市計画道路では計画決定から既に30年以上が経過しております。整備状況につきましては、整備済み延長は約11.33kmで整備率は42.6%である一方、未着手延長は約14.16kmで未着手率は53.2%であり、半数以上が未着手状態となっております。鋭意整備を進めているものの、全国や山口県平均と比較して20%程度低い状況となっております。なお、本方針における南柳井線の暫定2車線区間の延長については、整備済み延長に含んでおります。また、表中の概成済みとは、都市計画道路と同程度の機能を果たしうる道路、具体的には、おおむね計画幅員の2/3以上の幅員を要する道路となっております。4ページの整備状況図につきましては、水色が整備済み区間となっており、②の裾の割線と⑥の古開作線におけるオレンジ色については、事業中区間となっております。そのほか、緑色については現道が概成済みの区間、赤白の破線については現道が概成未済の区間、白色については現道なしの区間となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。ここでは、都市計画道路の見直しの必要性について説明します。近年、多くの地域において、人口減少・少子高齢化による市街地の拡大は収束方向に向いていると考えられ、交通量も減少傾向に転じております。さらに、公共投資の抑制にもより公共事業を取り巻く環境は厳しさを増す中、経済活動の低迷や環境問題等、社会経済情勢も大きく変化を続けております。こうした中、都市計画道路の見直しが必要な理由として4つの理由が上げられます。1つ目に、長期未着手路線による建築制限の解除です。

これらの計画区域には、長期間にわたり建築制限が課せられており、この制限が民間開発への障害になることや、都市計画についての信頼性を低下させるなど、多くの問題が指摘されているため、建築制限をできるだけ早く解除することが必要です。2つ目に、社会経済情勢の変化への対応です。目指すべきまちづくりを実現するためには、相当程度長期間を要することから、都市計画には一定の継続性や安定性も必要とされますが、当初計画決定時に想定されていたまちづくりと、現在及び今後を踏まえたまちづくりの姿では大きくかけ離れていることから見直しを行うことが必要です。3つ目に、整備実現性・優先性の検証です。実際に整備をすることが「構造上可能な計画であるか」、「幅員構成など現在の道路構造令を満たしているか」などの見直しを行うことが必要です。また、限られた投資額の中で、整備の「選択と集中」を行っていくためにも、現時点から将来を見据え、本当に必要となる実現性の高い路線について検証することが必要です。4つ目に整備方針の可視化です。見直しの結果を公表することにより、本市におけるまちづくりを含めた都市基盤の整備方針について、市民に対して明確に示すことができると考えています。

続きまして、6 ページをご覧ください。ここでは、見直しの基本的な考え方を示しております。都市計画道路の見直しは、平成 18 年 3 月に県が策定した都市計画道路の見直し基本方針に準拠し行います。今後のまちづくり方針・将来像との整合性を重視し、まちづくりに関する県及び本市の上位関連計画について整理し、それぞれの計画における都市計画道路の位置付けなどについて確認を行い、各路線に求められる役割などについて検証を行います。都市内交通の円滑化に資する路線として、将来交通量推計の結果から、将来的に交通需要の集中が予想される路線又は周辺道路の交通混雑の緩和に資する路線については、原則的に計画を存続して、優先的な整備着手について検討を行います。公共投資額の減少に伴う「選択と集中」による重点化整備推進のため、既存道路による機能代替の可能性についても積極的に検討を行います。道路ネットワーク確保の観点では、都市計画道路のみではなく、既存道路も含めた全体での道路網・ネットワークによる検証を行います。

続きまして、7 ページから 10 ページをご覧ください。こちらには、見直しを行う際の作業内容について示しております。左側のフロー図の上段に見直し対象路線の抽出とありますが、県が策定した都市計画道路の見直し基本方針に従い、幹線街路における事業中区分及び未着手区分を含む路線について、資料黒枠の 5 項目、「当初計画決定から 30 年以上を経過したもの」、「都市計画道路の区域内に、歴史的文化遺産、大規模建築物等があるもの」、「地形的な要因等により道路構造上問題のあるもの」、「その路線が整備されることで周辺の土地の利用に多大な影響を与えるもの」、「その他、個別の課題を抱えているもの」のいずれかに該当するものを見直し対象路線とします。本市においては、幹線街路 23 路線のうち、事業中区分又は未着手区分を含む路線に一部暫定 2 車線で供用中の南柳井線を加えた 18 路線となります。この 18 路線全てが当初計画決定から 30 年以上経過しているため、見直しの対象路線として抽出します。

8 ページに移りまして、必要性の有無を決めるための作業内容についてご説明します。フ

ロー図のステップ1では、上位・関連計画における位置付けの検証を行います。具体的な基準としましては、県が定める柳井都市計画区域マスタープランや本市が定める柳井市都市計画マスタープランにおいて、計画路線名を明記の上で、重点路線等に位置付けされている路線については、「必要性有り」と判定します。ステップ2では、将来交通需要の検証を行います。具体的な基準としましては、令和12年に23路線ある幹線街路全てを整備した場合の交通量推計結果により、検討対象路線の将来推計交通量の確認を行い、2車線の計画道路は1日当たり4千台以上、4車線の計画道路では1日当たり1万2千台以上あれば、「必要性有り」と判定します。

続いて、9ページに移りまして、ステップ3では、路線又は区間の必要性の検証を行います。将来交通需要が少ない路線であっても、その他の多面的な機能において、どのような必要性が認められるか、路線又は区間機能全般の必要性について確認を行います。具体的には検討対象区間ごとに、「交通機能」、「空間機能」、「市街地形成機能」の3つの機能に含まれる「渋滞緩和機能」、「都市景観機能」、「都市構造の主軸」など8項目について、必要性の検証を行い、3項目以上で必要性が確認できた区間について、「必要性有り」と判定します。

10ページに移りまして、「存続」、「変更」、「廃止」の方向性を決めるための作業内容についてご説明します。チェック1については、機能を代替する路線の有無について確認を行います。必要性が高いと判定された路線又は区間について、機能を代替可能な既存道路がない場合、対象の計画路線については存続候補として判定し、機能を代替可能な既存道路がある場合、新たに道路を整備する必要性が無くなるため、対象の計画路線については廃止候補として判定します。チェック2については、実現上の課題の有無について確認を行います。チェック1において存続候補と判定された路線又は区間について、計画を存続し、今後、整備を実現していく上で、「文化財等への支障」、「起終点の高低差が激しく縦断的に取りつかない等の構造的課題」、「既設道路の高架部に接続する等のネットワーク上の課題」、「鉄道との立体交差や補償家屋数の増大等による事業費上の課題」などについて確認を行い、実現上の課題が無ければ存続候補として判定します。なお、実現上の課題が認められた場合には、その課題を解消・回避するための変更計画案について検討を行い、変更案があれば変更候補として判定し、課題を解消する案が確立できなければ廃止候補として判定します。チェック3については、計画廃止時の影響確認を行います。整備の必要性が低いと判定された路線又は区間について、その路線を廃止した場合の影響について、「廃止による現道の交通容量不足」、「道路ネットワークの連続性確保への影響」、「その他の計画内容との不整合」などについて確認を行い、廃止時の影響が小さければ廃止候補として判定します。なお、廃止時の影響が大きければ、その影響を回避・最小化するための変更計画案について検討を行い、変更案があれば変更候補として判定し、影響を回避する案が確立できなければ存続候補として判定します。各路線の見直し方針の策定に当たっては、都市全体の道路網として、検証することが必要であることから、道路網全体の交通需要バランス等について検証・確認を行い最

終的な見直し方針案を作成しております。

続いて11ページをご覧ください。各路線を整備状況や主要交差点間で区間分けを行い、先ほど説明したフローに沿って、それぞれの区間ごとに検証・評価を行います。それぞれの区間ごとに検証・評価を行った結果について、一覧表を12ページと13ページに、見直し方針案図を14ページに記載しておりますのでご覧ください。検証・評価を行った結果、各路線又は区間の見直し方針案として、見直し対象路線として抽出した18路線中、存続候補が5路線、一部区間廃止候補が4路線、全線廃止候補が9路線となっております。また、変更候補となった路線についてはありませんでした。今後、まとまった地区ごとに見直し路線の関係者を対象とした意見交換会を開催することで、各路線の方針を確定させ、都市計画変更の手続きを進めてまいりますので、各路線の方針の詳細につきましては、都市計画変更手続きの際にご説明させていただきます。

最後に15ページをご覧ください。冒頭にも説明しましたが、先月より1か月間のパブリックコメントを実施し、本日の都市計画審議会へ報告した後に、公表する予定としております。本年度においては、令和2年度から新規事業化されました柳井・平生バイパスの設計に反映するため、柳井・平生バイパスに接続する向地線の廃止を行う予定にしております。また、向地線の廃止に伴い裾の割線の交差点の一部を変更する必要があります。さらに、向地線に接続する土穂石線につきましても、将来交通量が少なく廃止しても影響がないことから、向地線と併せて廃止を行う予定としております。来年度以降としましては、本年度と同様に、まとまった地区ごとに意見交換会を開催し、方針が確定した路線については、順次、都市計画変更手続きを進めてまいります。期間につきましては、本年度を含め、おおむね5年程度で一部廃止候補区間を含む13路線の変更手続きを進めてまいりたいと考えております。

柳井市都市計画道路見直し方針（案）に関しての報告は、以上でございます。

（下村会長）

ありがとうございました。ただいま説明がありました報告につきまして、ご質疑がありましたら、挙手の上、よろしくお願いいたします。

（岸井委員）

都市計画道路を見直すというのは、当然のことだろうと思いますが、これまで何十年も昔に作った都市計画道路があつて、それがほとんど実行されていない。このことを反省の上で、今回の見直しをするというふうに受け取っております。また、何十年もほったらかしというふうなことでは、まったく意味をなさない。その辺については、どのようにお考えでしょうか。

（都市計画・建築課長）

今回の都市計画道路の見直しにつきましては、30年以上も経過して、以前から私権に対

して長期間の規制をかけ続けております。それに対しまして、今回の見直しを行います。今後の整備につきましては、現在、2路線の都市計画道路の整備を行っておりまして、1つは古開作線、もう1つは裾の割線です。古開作線につきましては、市役所前から西に向かい土穂石川を渡った先線を現在整備しており、今年度中に完成する予定としております。また、裾の割線につきましては、国道188号柳井・平生バイパスでダイレックス前の南町西交差点から平生方面に向かうバイパス整備について、現在、国が工事に向けた予備設計を行っております。当面は、この路線が早期に完成するよう、国、県及び平生町と協力して取り組むこととしております。ほかに存続した路線についても財政的な制約がある中で、道路整備が進まないといった面もございます。今後にも必要に応じ路線の優先順位を付けるなど、整備に向けた検討を引き続き行っていきたいと考えております。

(岸井委員)

ありがとうございました。

もちろん財政的に根拠がなければ、手を付けられないのは当たり前のことでございますけれども、いずれにしてもそういうことを前提として、市としてどういうふうな将来的な計画を持って都市計画道路を設定しました、今のところはこのぐらいですと、その後、財政的に担保しながら都市計画道路を改良といいますか、手を付けていきますというふうな、もっと積極的に、いつ頃までにするんだと、少なくともこういう都市計画道路を決め付けたのであるならば、このまちをよくしていくためには、この道路が必要だという、そういうことなわけですから、もっと積極的に、どういうふうなステップでこういう道路を具体化していくんだと、その辺が必要ではないかなというふうに思いますけれど、いかがでしょう。

(都市計画・建築課長)

これからの整備につきましては、先ほどと回答が一緒になるのですが、地域の状況、まちづくりの在り方について検討を進めながら、優先順位を決め進めていく必要があると思いますので、現時点での全体の整備スケジュールについては、未定の状況であります。

(岸井委員)

最後の質問になりますけど、今まちづくり、とおっしゃいましたね。いろいろな人といろいろな話し合いを進めながら、そういうふうなことを進めながらやっていく、それが計画です。その計画との整合性、それをどのようにやっていくのかということ具体的を考えていただきたい。それは言葉だけ聞けば、なるほど、そのとおりだというふうになるけど、よく考えてみると何も決まっていない、なんとなくその気になっている、というふうな内容にしか聞こえないですよ。ようするに、どのように言ったことを進めていくのか、というふうなことを検討して、それを計画化するというところこそが計画ではないかと、このように思いますけれど、いかがでしょうか。

(都市計画・建築課長)

今後の都市計画道路の見直しにつきましては、現在18路線の見直し候補がございます。こちらにつきましても、ただ市で決めて廃止又は存続するだけではなく、そこに住まわれている方、その地区の方との協議によって存続又は廃止ということで、話し合いをしながら進めてまいりたいと思っております。

(下村会長)

どうもありがとうございました。そのほかのご質疑は。

(三島委員)

私は、都市計画審議会の委員を途中抜けていますが、今回は前向きに基準までこういうふうにして着手されているというのは初めてだと思います。やることはいいことですが、どういうきっかけで始められましたか。

(都市計画・建築課長)

都市計画道路の見直しの時期につきましては、平成29年に国から都市計画道路の見直しの手引きが示され、本市においても令和2年度から都市計画道路の見直しに着手しました。この度の都市計画道路の見直しに必要な方針案が今回できましたので、この都市計画審議会に報告させていただくことになりました。今後につきましては、都市計画道路の見直し方針に基づき、5年程度をかけて、地元の理解を得られたところから、順次、廃止を含めた見直しを行っていきたいと考えております

(三島委員)

旧商工会議所前の天神並木通りから普慶寺の辺を通る路線はここには書いていないですね。

(都市計画・建築課長)

姫田線がありまして、その上の普慶寺を抜けていく路線については、今できている姫田線までは道路が完成しておりますが、それ以降につきましては、やはり普慶寺には文化財等もありますので、こちらについては、今回、廃止となっております。赤い区間の5-2が廃止候補ということで、この区間については廃止を行うこととしております。

(三島委員)

よくわかりました。

(下村会長)

どうもありがとうございました。そのほか、ございませんでしょうか。

(城一委員)

何点か確認させていただきたいと思います。将来交通量推計は恐らく平成42年推計とされますが、将来交通量推計が何年度かということと、必要性を検討するのに区間ごとに区切って路線の必要性の有無を判断されていると思うのですが、1つ1つの区間があった場合の交通量推計がこうなる、これが全部無くなった場合の交通量推計がこうなるのか、どういうやり方でやられたのかを確認させていただきたい。

それと現在、土穂石川の右岸側、古開作線を工事中ですが、ネットワークを考えたときにこれは行きっぱなしの道路になってしまう状況です。これをどのように考えているのかというのが1点。それに付随して2番の裾の割線、柳井・平生バイパスですね。これの変更があって、周東病院に向かうところの交差点が改良されるということで、この現国道188号と新たな柳井・平生バイパス、この間ぐらい都市計画決定を残しておいてもいいのではないかなと思うんですけど、その辺のご見解をお願いいたします。

(都市計画・建築課長)

1点目のご質問ですが、将来交通量は令和12年で設定をしております。今回の推計につきましては、各地域における開発計画等を全て踏まえた上で、調査時点から10年後、令和12年の将来的な交通需要を国が予測して発表した数値に基づいて、柳井市における都市計画道路が整備された場合に、それぞれの路線でどれぐらい将来交通量が見込まれるかをシミュレーション解析した結果となります。

土穂石川のネットワークについてですが、こちらにつきましては、現在、古開作線を整備しております。この向地線については、今回、廃止する予定としております。城一委員が言われたように、国道の接道に関して、この路線を残したらどうかということですが、こちらの道路につきましては、都市計画道路ではなく市道整備として来年度から道路幅員を拡幅するように、現在、進めております。こちらの周辺の方にアンケート調査を行った結果、都市計画道路でいえば12mの道路を作る計画ではありますが、地元の方は、通り抜けの車が増えたり、交通環境が悪くなるといったご意見が多く聞かれましたので、今回、廃止をして道路事業で現在の幅員を若干広げる程度の整備を来年度から行えるように考えております。そうした場合に、新たなバイパスへの接道がなくなるわけですが、こちらにつきましては、現在、その機能として、周東病院から柳井商工高校までの区間の市道整備を行うこととしております。それによって、向地線の代替機能として、機能するように違う路線で整備を考えております。バイパスから周東病院に緊急車両が接道できるような道路整備を行うよう考えております。

(城一委員)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(下村会長)

どうもありがとうございました。そのほか、ございませんでしょうか。

(君国委員)

今、お答えがあったわけではありますが、住民の方、特にまちの中、狭いところですね。行政ゾーン、商業ゾーンや賑わい創出ゾーンという仮に名前がなっております。あの地区は非常に住宅が密集しておるわけです。しかし、密集しておりながら、廃墟になったり、いろいろ家が壊れそうな、住まわない、子供がいないからといって、空き家がすごく多い訳です。だから、都市計画道路でなくても、さっきおっしゃったような行政の方で8mや6mにしてもらい、消防車や救急車が入るようなまちにするといいんだが。やはり今みたいな狭いところは嫌だから、よそに行きたいという人も多いわけです。私はこういうふうな航空写真の図面を見るんですね。そうした空から見たとき、高いところから見たときにこの路線は生きているな、ここに空き地があるんだな。最近、新築を建てているところも多いわけですが、道路がもう少し広いといいなという声もよく聞かれます。そういうふうな調査も、是非、やってほしいのと、今から人口を柳井の旧町内の中に戻して、まちの中の賑わいを創出するのであれば、そういうふうな家を建てる、新築を建てる、空き地がある、そういうふうな目線からも少し工夫すれば便利になる、そういうふうな道路も、是非、勘案していただきたいと思っています。

(下村会長)

ありがとうございました。そのほか、ございませんでしょうか。

(目山委員)

幾つか質問と確認をしたいところがありまして、まず1点目、都市計画マスタープランに対する位置付けと、今回の見直しで廃止をした場合に、どのくらい影響がでるかの確認を今の段階でしているところだけ、ご回答していただけたらと思います。

質問が3つあるので、2点目です。交通需要推計は、今のところ路線がある前提で、いわゆる2車線道路であれば4千台という設定でチェックを入れておられます。これが全部廃止されたあとの交通量が、過度に中心部の一定の路線に集中しないかどうかのチェックはしているのか、あるいは、する予定があるのかをお答えください。個人的にはチェックした方がいいかと思います。今のステップでいくと、ステップ3のところで、影響への検証のようなことが書いてあるけれども、交通量のチェックをするとまでは書いていないので、その辺りのお考えが決まっておれば教えてください。

3点目です。委員の先生方からも意見が出ていますけれど、歩行者のネットワークの問題です。実を言うと、歩行者ネットワークをチェックするという項目があるにもかかわらず、何も歩行者ネットワークに対する結論とか、いろいろなものがないんです。理由は簡単です。歩行者のネットワークということは、歩道が有るか無いかをチェックの対象になるんですけど、都市計画道路の見直し方針に、そこまで手を入れた例をあまり見たことがありません。というかまったく見たことがありません。それで一番困るのは、都市計画道路を廃止した後に、いわゆる9mの道路をつくれば歩道が片側につけられる、12mの道路をつくれば両側に歩道がつけられる。ちなみに補助幹線道路の都市計画道路の標準タイプは、今、14mなんです。阪神淡路大震災の後に、12mまでのところで焼け止まり、焼け止まらなかったという議論があって、1990年代に12m道路を14mに検討されて、それが実際に法制化というか運用上されていらっしゃいます。そういう意味でいうと、安全のまちづくりのため歩行者が通れるまちづくりを考えたら、14mの補助幹線道路以上の道路が、ある程度ネットワークされていないと、人が歩けないし、焼け止まりもできないということになるんです。今までの災害履歴を考えると、そこまでしないといけないのかなというのはありますけれど、歩行者ネットワークの方向性だけは何か出しておいた方がいいのかなと感覚的に思いました。私が住んでいるのは周南市だが、周南市ではない例を言います。その隣り町で民間宅地開発がどんどん進んでおって、住みよさ日本一のランキングには載るんですけど、いわゆる9m以上の道路がネットワークされていないまちがあります。なんでこれが問題かというと、いわゆる、開発した宅地があったら、その宅地が行きたい小学校に行くで、小学校区は一定の線ではありません。錯綜してます。こっちはあっち、こっちはあっち、みたいなことが起こります。それ自体は危険なことではないんですけど、通り抜けできる道路がないということは、6mぐらいまでの道路しか作ってないんですよ、民間宅地開発は。実を言うと、歩行者ネットワークの方向性だけでも、この、都市計画のマスタープランになるのか、見直し方針の中に入れるのかは別にしてですね、矢印でここここは歩行者ネットワークで結ぶというようなマスタープランがあって、民間宅地業者がいわゆる開発するときに、ここは歩道を作らなくてはいけないところなんだという意識でまちづくりを進めていったら、これらはうまくいったのではないかなという気がするんですよ。だから、そういう意味で言うと、歩行者ネットワークについては、この議論とは別にですね、やはり検討いただいた方が安心できるかなと。なぜかという、見直しの理由として、民間宅地開発に対する欲求に答えるためには、都市計画道路があることが必要になってくるという理由をおっしゃられました。それはそうだろうと思うんですけど、そういう意味でいくと適切にいくためには、道路の方向性とか、歩道のネットワークをこう組んでいきたいというふうな軸線を示して、まちづくりの方針を示したら、その方向に、民間宅地開発の事業者さんたちも、自分のまちである場合が多い訳ですから、それに乗っかってくれるのではないかなという気がいたします。

そういう3つの視点ですね。最後の1つは私の意見に近いものがあるので、お答えにくか

ったらいいんですけど。前の2つ、交通理論の推計の話とチェックの話と、都市計画マスタープラン上の位置付けの話については、お答えいただければありがたいです。

(都市計画・建築課長)

この度の都市計画道路の見直しにつきましては、都市計画の上位計画であります都市計画マスタープランに位置付けがされているかということで、存続するかしないかを判断しております。マスタープランに記載がある路線については、全て道路を存続としております。それと、交通量の推計につきましては、路線として廃止しても影響がないという確認はしております。

(目山委員)

ありがとうございました。都市計画マスタープランの位置付けには抵触しないという理解でいいと思うんですけど、たとえば16番、21番は、都市計画屋の感覚で言うと、環状道路網なんですよ。環状道路というのは、市街地の中に流入させずに、幹線道路に交通を流してやる、だから、田布施方向だとか、周東玖珂方向から来た交通で、平生バイパスにつながような道路網として、ここを本来通していくようなイメージが本来はあると思うんですよ。ただ、現況からいうと、どういう交通量推計でやったかは、私には今の段階ではわからないですけど、これを経由して柳井・平生バイパス、188号につなげていくというイメージではないんだろうなというふうに理解しました。ただ、環状道路網として、当初計画決定段階で、そういうふうに位置付けをして、本当のところはいらないのかも知れないんですけどね、位置付けが幹線なのか、補助幹線なのか、私が理解できてないところがあるんですが、規格自体は補助幹線道路だと思います。だけど実際、機能の位置付けとしたら環状道路網で、柳井市内に通過交通は入れないと、市街地内に入れないという発想の基に道路を作っているとすれば、それがあるんですけど、なかなか現況の柳井市の交通網というか道路網は接道の仕方等が単純ではないんで、そういうふうに交通量推計しても流れないんだろうなと感想として持ちました。これは意見ではなくてただの感想です。

ありがとうございました。

(下村会長)

ありがとうございました。それでは次の議案の方に移ってもよろしいでしょうか。特段にご意見があれば、よろしいですかね。無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきたいと思います。

それでは柳井市立地適正化計画策定の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(都市計画・建築課長)

立地適正化計画の策定に係る現在の状況について、ご報告申し上げます。

お手元にお配りしております資料で、右上に「議事資料②」と表記されたものをご覧ください。この資料は、柳井市都市再生推進協議会資料の抜粋でございます。なお、説明に当たっては、資料の右下にページ番号を振っていますので、この番号に沿って行いたいと思います。

最初に、立地適正化計画の位置付けからご説明します。柳井市では、本市が目指す将来都市像と基本目標を示した最上位計画として第2次柳井市総合計画を策定しています。この計画に基づき、行政分野ごとに福祉、子育て、教育、男女共同参画、防災、環境、観光、経済など様々な個別計画を立て、長期的かつ効率的な行政施策の展開を行っているところです。都市計画、まちづくりの部門におきましては、基本的な方針としまして「柳井市都市計画マスタープラン」を策定しておりまして、この法定計画に基づき、現在は用途地域などの土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設の整備を行っているところです。現在、作成を進めております立地適正化計画は、住宅や都市機能施設の立地について、まちづくりの観点から、適正化を図っていくための土地利用計画です。都市内で一定の人口密度を維持し、適正化を図っていくための計画です。都市計画マスタープランの一部として、地域公共交通網形成計画など柳井市の関連計画と整合、連携を図ることとしています。

次に1枚めくっていただきまして、資料の3ページ「都市再生推進協議会の構成について」をご覧ください。立地適正化計画の作成に当たっては、柳井市都市再生推進協議会を設置し、市民や関係団体の代表者、学識経験者など幅広い分野からご意見を聴取し、検討を進めております。この都市再生推進協議会には、委員として各分野の方10名に参加していただき、オブザーバーとして国土交通省及び山口県、周辺自治体から田布施町、平生町の方に参加していただいております。

次に資料の4ページ、「柳井市都市再生推進協議会での協議状況について」をご覧ください。協議会は、平成30年度から現在まで計5回開催しており、各委員さんからご意見をいただいております。このフロー図で赤枠で囲んでおりますのが第1回から第5回までの協議事項でございます。協議会においては、第1回及び第2回協議会では、主に柳井市の現状からの問題点、検討課題について、第3回協議会では、これからのまちづくりの方向性、都市機能施設の問題点に対するまちづくりの基本方針について、第4回協議会では、都市機能誘導区域、都市機能誘導施設、そして誘導施策について、それから先月開催しました第5回協議会では広域都市圏での立地適正化方針、居住誘導区域、誘導施策について、それぞれ協議を行ってまいりました。

次に資料の5ページになります。こちらのスライドは、市のマスタープランやこれまでの協議会で取り上げた都市構造上の課題などについて、それぞれどう繋がっていくか、まちづくりの方向性も念頭にチャートにしたものです。一番上の段ですが、柳井市の都市計画マスタープランでは、目標として4つの目指す都市像を記載しております。一方で、その下ですが、市の現状として抱えている課題もあり、立地適正化の面からも、こういった課題に対応

するため、3段目にありますように、第3回協議会で立地適正化計画の基本方針として3つの方針をお示ししました。一番下の段ですが、立地適正化計画には居住誘導区域と都市機能誘導区域の設定が必須となっておりますが、第4回及び第5回の協議会では、この立地適正化計画の基本方針に沿ってそれぞれの区域を設定していくことを確認しております。

次に6ページ「居住誘導区域・都市機能誘導区域」をご覧ください。立地適正化計画の対象範囲は、原則、都市計画区域とされていますので、本市においては、合併前の旧大畠町を除く旧柳井市区域を計画の範囲としております。計画には居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要となります。居住誘導区域と都市機能誘導区域については、これまでの審議会でもご説明しましたが、おさらいしますと、居住誘導区域は、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域で、都市機能誘導区域は、商業などの機能を集約してこれからも引き続きサービスを安定的に提供するための区域です。

資料の7ページに、現在の区域案を記載しております。図の赤い線で表示された範囲が都市機能誘導区域の案です。柳井駅を中心に約131haのエリアを設定しています。都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を、都市の生活拠点に誘導、集約することにより、これらのサービスの効率的な提供を図るものです。このため、都市機能が既に一定程度集積しているエリアや、周辺からの公共交通によるアクセス利便性が高いエリアを中心とした区域が検討対象として考えられます。この考え方を踏まえまして、本市の都市機能誘導区域については、図の範囲に設定することを考えています。具体的な理由として、「柳井駅を中心に南北市街地が広がっており、現状で一定の生活サービス機能が既に集積、立地していること」、「駅の北側市街地では、従来から商業・業務施設や文化・教育施設が多く立地している一方、駅、南側の市街地では国道188号沿道を中心に大規模小売店舗などが立地していること」、「徒歩や自転車等によりこれらの間が容易に移動できる範囲であること」などの理由により区域の案を設定しております。次に水色の線で表示された範囲が居住誘導区域の案ですが、この区域の設定に当たっては、「都市機能誘導区域へのアクセスが比較的容易な区域であること」、「商業施設・医療施設といった生活に密着した施設へ徒歩で行ける区域であること」、「生活快適性の面から下水道が整備された区域であること」、「災害時に対して危険な区域でないこと」といった点を総合的に勘案して調整しています。居住誘導区域の案のエリアは約208haで、柳井市民の約2割の方がこのエリアにお住まいです。

ここで立地適正化計画でよくある誤解について、8ページに3つほど紹介しております。誤解の1つ目として、「この市町村で定めた区域に機能を一極集中させるのでは」という点ですが、立地適正化計画では、柳井駅周辺などに都市機能を一極集中させるのではなく、周辺地域にも引き続き生活が維持できるように、ネットワーク型の都市構造を目指すものです。2つ目は、「柳井市全ての住民を集めるのか」という点ですが、そんなことはなく、例えば農家の方が農村部に住むのは自然なことですし、全ての人をここに集めるというものでもございません。3つ目は、「強制的に集められるのか」という点です。区域への誘導は

強制的に行うものではなく、結婚や子供の自立といったライフステージの節目の時機などで、区域内への移転をそれぞれで検討していただき、ゆっくりと時間をかけてまちの形をつくっていくというものです。居住誘導区域は、将来的に可能な範囲でここに住んでいただきたいという範囲を決めたもので、区域の外に住むのはいけないとか、行政サービスが受けられないとか、そういうわけではありません。こういった誤解を受けやすい点は、住民のみなさんにきちんと伝えられるように工夫してまいりたいと思います。

次に9ページですが、立地適正化計画が運用されると届出制度が始まります。これは、将来にわたって暮らしやすいまちづくりを進めるため、居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定し、計画に沿った形で長い時間軸の中で誘導していくこととなります。その際には、「居住誘導区域に住居を誘導する必要がある」、「都市機能を集約する必要がある」、「区域内の誘導施設の休廃止を把握する必要がある」といったことから、市への届出をする制度が始まります。一例として、9ページの下側に居住誘導区域外で開発行為を行う場合の届出について記載しております。居住誘導区域外では、面積を問わず3戸以上の新築や、1,000m²以上の開発行為について、市への届出が必要となります。このほかにも、都市機能誘導区域外での誘導施設の立地などについても、都市機能を集約する必要があることから、届出が必要とされます。

10ページに、届出に関する手順の流れをお示ししています。法に基づきまして、各行為着手の30日前までに届出をする必要があります。また、届出に対する行政側の対応として、届出に係る行為が立地の誘導を図る上で支障があると認められる場合には、勧告をすることができるとされております。

最後に、資料の11ページですが、今後の進め方としましては、今年度中に協議会をもう2回程度開催し、青色の破線部について協議していきたいと考えています。近年、激甚化する自然災害への対応として、法改正により新たに立地適正化計画の中に「防災指針」を定めることが義務付けされました。まちづくりの観点から防災・減災対策を進めていくために、この防災指針についても協議を行うことにしております。立地適正化計画については、協議会の意見も踏まえながら、令和3年度中の策定を目指し、進めてまいりたいと考えております。こうした取組については、市民の皆様方に広く周知していくため、市のホームページに柳井市立地適正化計画のページを設け、協議会の結果などを掲載しております。

立地適正化計画の策定状況についての報告は、以上でございます

(下村会長)

ありがとうございました。ただいま、説明のありました報告につきまして、ご質疑がありましたら、挙手をよろしくお願いいたします。

(岸井委員)

前にも聞いたと思うので同じことを聞くようで申し訳ないんですけど、届出制度では宅

建業者が対象なのでしょうか

(都市計画・建築課長)

事業者が対象となります。

(岸井委員)

いわゆる誘導区域というのを作るというのは、そちらの方に誘導したいということですが、そのメリット制、デメリット制というのは届出制の違いだけですか。

(都市計画・建築課長)

立地適正化計画を策定するメリットについてなんですが。

(岸井委員)

いや、計画のメリットじゃなくて、誘導区域を設定する。誘導区域にいらっしゃい、誘導区域に行ったほうがいいよと、誘導区域外よりもそっちのほうがいいよという、その違いというのは、届出制度が有るか無いかの違いだけですか。

(都市計画・建築課長)

人口減少の影響もあって、今後、企業や商圈等が縮小する中で、スーパーマーケットやドラッグストアなど、日常生活機能を持つ店舗等が、今後、撤退や閉鎖する可能性があります。そういった事態を未然に防ぐためにも、ゆっくりと居住誘導区域へ定住を施すことで、人口密度を一定の規模で維持し、日常生活サービスをこれからも享受できるように導くようになります。

(岸井委員)

ですからね。その誘導、ようするに、住んでいる人たちをこの地域に住んだほうがいいですよと、いうふうにしたいわけですよ。その方が便利ですよ。それをやるためには、何かやった方がいい、優遇措置というか、いろいろなことが考えられるのであれば、それでも構わないけれど。話を聞いた範囲内では、いわゆる届出制度があるということだけのように見える。ようするに、メリット性、デメリット性というのは、届出制度ということだけですか。

(都市計画・建築課長)

できるだけ区域内に住んでいただくということで、誘導するための施策としましては、一例として、住宅金融支援機構と連携し、住宅ローン商品であるフラット35の地域活性型の導入を検討しております。こういったものか説明しますと、居住誘導区域の外から中に移る

人で住宅ローンを借りる方向けに一定の金利を引き下げるという制度で、金融面からも支援措置をするものでございます。

(岸井委員)

ありがとうございます。要するに、そういった特典というか、そういうふうなことがあるということですね。その辺はある程度、明確にしておいたほうがいいのではないかと思います。

最後です。前の時にも少し質問した話だけど、この計画は、その時間軸、何年先ぐらいを目途にして考えているのか。やはり柳井の場合、今から45年後には人口が1万5千人になると、いうふうな数字も出てるようですし、どんどん人口が減っていく中で、この立地適正化計画において、居住誘導地区とか、そういうふうなことを考えたとしても、1万5千人という人口、45年後、このような状況を考えた場合、この区割で適正かどうか、はなはだ疑わしいわけですけど。そういった意味で、この区割というものが、時間軸を与えるならば、何年後に、こういうふうな状況になるんですか。そういうふうなことがなんか必要な気がするんですけど、その辺はいかがですか。

(都市計画・建築課長)

当市でも、人口減少と高齢化は着実に進行しておりまして、2045年には、高齢者比率が約43%になると想定されております。その辺りも含めまして、国土交通省の都市計画運用指針では、立地適正化計画はおおむね20年後の都市の姿と、その先の未来を考慮することが必要とされておりますので、20年程度の計画となります。

(岸井委員)

20年後ということで、よろしいんですね。

(都市計画・建築課長)

そうです。

(岸井委員)

ありがとうございました。

(下村会長)

ほかにご意見ございますでしょうか。

(君国委員)

非常に素晴らしい、いい計画でございますが、やはり一般の方がほとんど知らない。私も

まちの中をうろうろしておりますが、あそこに空き家ある、ここにも空き家がある、これをなんとかしたい。私が不動産屋ならいいようにするんですが、やはり2軒、3軒を一緒にして建物を建てる、今のようない特典がありますよと、そういうふうないいい制度があるなら、うちのお父ちゃんと隣のおばちゃんとしっかり話をして、2軒を1つの建物にしてマンションにするとか、アパートにするとか、そういうふうなことをして、自分は金を出さんでも、2階、3階を賃貸にすれば、家が建つよということになるんですが。柳井でも不動産屋が非常に活発に動いていらっしゃるんですが、あまりこの制度をよく知らない。この制度を知れば、まちの中でも共同して建物を建てる、住宅を建てるが増えてくるのではないかと思います。特にまちの中で人を増やしたい、こういうふうな便利なまちの中で、柳井のまちで暮らすことは非常に素晴らしいことですよと、是非、住民の方、居住者の方にも浸透させていただきたいと思います。その点はいかがですか。

(都市計画・建築課長)

立地適正化計画については、ホームページ上で公表しておりますが、委員さんが言われるように、いろんな施策等についてもホームページ上で情報発信を、今後、検討してまいりたいと思います。

(君国委員)

まちの中を見よったら、パソコンを持ってない、アイパッドも持ってない、そういった方が多くて、情報を知らないことが非常に多いんですね。やはりまちの中でも、都市計画とかいろいろな方が直接説得に行って、こういうふうになりますよと、業者の方も、自らパンフレットを作って、説得してください。早くこれを進めていって、まちの中に人を増やすということを、大目標にさせていただきたいと思います。これは返答はいりません。

(下村会長)

ありがとうございました。ほかにご意見がございましたら。そのほかございませんですか。それでは、本日の議事は以上でございますが、そのほか委員の皆様から何か別件でもございましたら、お受けいたしますが。それでは、以上で審議を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

(建設部長)

下村会長におかれましては、ありがとうございました。皆様におかれましては、長時間にわたり大変お疲れ様でした。これをもちまして柳井市都市計画審議会を終了いたします。雨も多少強くなってまいりましたので、足元に十分お気を付けてお帰りください。

本日はありがとうございました。